

4 男女別定員制の緩和について

都立高校入学者選抜の学力検査に基づく選抜では、学力検査及び調査書等を総合した成績（総合成績）の順に合格者を決定します。

「男女別定員制の緩和」とは、学力検査に基づく選抜のうち、第一次募集・分割前期募集において、男女別の定員の各9割までを男女別の総合成績の順に合格者として決定し、残りの1割を男女合同の総合成績の順に合格者として決定する制度です。全日制の普通科（コース制及び単位制を除く。）全校で実施します。

例

都立A高校 定員 男20名 女20名 計40名

受検者 男23名 女22名 計45名

※ 人数及び点数は架空の数です。

- ① 男女別に総合成績で並べ、男女各9割（この場合は18名ずつ）までを、合格者として決定します。

男		女	
1	853点	1	874点
2	849点	2	872点
⋮		⋮	
⋮		⋮	
⋮		⋮	
⋮		⋮	
⋮		⋮	
⋮		⋮	
18	725点	18	743点
19 721点		19 732点	
20 716点		20 726点	
21 705点		21 722点	
22 696点		22 711点	
23 682点			

18名を合格者として決定

- ② 残りを男女合同の総合成績で並べ、1割（この場合は4名）を、合格者として決定します。

女	19	732点
女	20	726点
女	21	722点
男	19	721点
男	20	716点
女	22	711点
男	21	705点
男	22	696点
男	23	682点

4名を合格者として決定

男女合同の総合成績順に並べ直す。

都立A高校で「男女別定員制の緩和」を実施した結果、

定員 男20名 女20名 計40名

合格者 男19名 女21名 計40名 となります。

このように、「男女別定員制の緩和」を実施すると、男女の定員と合格者の男女の数とが異なる場合があります。